

平成25年度「工芸産業振興基盤整備調査事業」企画提案応募要領

1 委託業務の概要

(1) 事業名

工芸産業振興基盤整備調査事業

(2) 事業期間

契約締結の日から平成26年3月31日

(3) 目的

本県工芸産業は、市場ニーズの変化や後継者の確保難等により、生産額や従事者数の減少傾向が続いている。このような厳しい状況にある工芸産業を振興するためには、伝統的な技術や技法の高度化、新商品開発の強化、市場における認知度の向上、起業を目指す人材の育成、観光産業との連携による製作体験の商品化などに取り組む必要がある。

現在、これらの取組を行う拠点施設として、県工芸産業振興センターや各産地組合の伝統工芸館等があるものの、多くの施設は老朽化が進展するとともに、起業者支援や情報発信の強化、製作体験の旅行商品化など、工芸産業の振興に向けた新たな機能を付加する余地がない状況にある。

県では、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるため、拠点施設の整備を推進することとしており、そのため、平成24年度においては、工芸産業の振興に必要となる基盤について、基礎的な調査を実施したところである。

本事業では、昨年度の調査結果を踏まえ、工芸産業振興に向けた基盤の具体的あり方を検討する。

(4) 内容

詳細は「仕様書」参照のこと。

- ①工芸産業振興基盤整備に関する調査・分析
- ②工芸産業振興基盤整備調査委員会の開催補助
- ③工芸産業振興基盤整備あり方の策定

2 委託者及び連絡先

(1) 委託者：沖縄県

(2) 連絡先：沖縄県商工労働部ものづくり振興課 坂井、久保田

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁8階

T E L 098-866-2337 F A X 098-866-2447

E-Mail aa055301@pref.okinawa.lg.jp

※ 連絡の際の件名は「工芸産業振興基盤整備調査事業企画提案」とすること。

3 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注) 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 計画策定や調査・分析、施設整備等のコンサルティング能力を有すること。
- (3) 過去5年間に、国・地方公共団体等に対する工芸産業振興や施設整備等に関するコンサルティング実績を有すること。
- (4) 県内に主たる事業所を有すること。
- (5) 今回の委託業務を実施するため、選任の担当者を割り当て、充分な遂行体制がとれること。
- (6) 応募は、単独に限らず共同企業体を可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ①共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ②共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(1)の要件を満たすこと。
 - ③共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(2)、(3)、(4)、(5)の要件を満たすこと。

4 応募の手続

- (1) 応募要領の配布：沖縄県公式WEBサイトへの掲載

①掲載期間：平成25年10月18日（金）～11月1日（金）

②掲載場所：沖縄県公式WEBサイト「公募・入札」または「ものづくり振興課」サイト

- (2) 応募に係る質問事項の受付期間

質問事項受付期間：平成25年10月18日（金）～10月25日（金）午後3時

※ 2(2)に定める連絡先あて、開封確認付メールに添付して提出してください。

※ 回答は、沖縄県公式WEBサイトへの掲載により行います。最終回答は、平成25年10月28日（月）午後5時までに行います。

- (3) 企画提案書及び応募書類等の提出期限

①提出期間：平成25年11月1日（金）午後3時

②提出場所：2(2)に定める連絡先あて持参または郵送により提出してください。

但し、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に到着するように送付してください。

③提出書類：5に定める書類のうち【様式1】～【様式8】

④提出部数：7部（正本1部と副本6部）

5 提出書類等

- (1) 企画提案応募申請書・・・【様式1】

- (2) 企画提案書・・・【様式2】

※A4版縦置き・横書きを基本に、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。

- (3) 会社概要（組織図、業務内容、資格等）・・・【様式3】

(4) 積算書・・・【様式4】

積算の費目については、以下の内容で提出すること。

- ①人件費（研究員等）
- ②旅費（県内調整、県外先進地調査等旅費）
- ③印刷製本費
- ④通信運搬費（郵便料等）
- ⑤その他（上記費目以外の必要な経費を隨時追加）
- ⑥一般管理費、消費税

（注1）各積算費目の単価と内訳を記載すること。

（注2）この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(5) スケジュール表・・・【様式5】

本様式以外の様式での作成も可とする。その場合は、【様式5】と明記してください。

(6) 執行体制・・・【様式6】

本様式以外の様式での作成も可とする。その場合は、【様式6】と明記してください。

(7) 実績書・・・【様式7】

(8) 申請受理票・・・【様式8】

(9) 質問書・・・【様式9】 ※メールにて送付のこと。

6 見積に関する要件

- (1) 提案にあたっては、総額4,000千円（消費税込み）を上限として見積もること。
- (2) 各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を併記すること。
- (3) この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

7 選定方法

応募のあった提案については、一次審査として書類審査を行った後、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において二次審査を行い、入選者を選定する（選定数1）。

また、二次審査においては、必要に応じ提案者によるプレゼンテーション等を行う。

8 委託契約について

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約する。

9 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成及び上記7のプレゼンテーション等への出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合評価し決定する。業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施する

ことを保証するものではない。

(5) 1事業者（複数の事業体で事業を実施する場合は1企業共同体）あたり、提案1件とする。

(6) その他詳細は、「委託業務企画提案仕様書」による。